

経支第 601 号
令和 4 (2022) 年 1 月 27 日

一般社団法人栃木県商工会議所連合会会長
各 商 工 会 議 所 会 頭
栃 木 県 商 工 会 連 合 会 会 長
各 商 工 会 会 長
栃 木 県 中 小 企 業 団 体 中 央 会 会 長
公益財団法人栃木県産業振興センター理事長
一般社団法人栃木県中小企業診断士会会長

} 様

栃木県産業労働観光部長

令和 3 (2021) 年度栃木県制度融資要綱の一部改正について

日頃から、県内中小企業の資金繰りの円滑化につきましては、御理解と御協力を賜りまして、
厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰りを支援するため、下記の
とおり令和 3 (2021) 年度栃木県制度融資要綱を一部改正することとしましたのでお知らせし
ます。

記

1 改正内容

(下線部分を追加・変更)

	一般貸付	伴走支援型貸付
融資限度額	<u>6,000万円</u>	<u>6,000万円</u>
利用を前提とする保証制度	<ul style="list-style-type: none">セーフティネット保証 4 号セーフティネット保証 5 号一般保証	<ul style="list-style-type: none">セーフティネット保証 4 号セーフティネット保証 5 号一般保証
売上減少要件	<ul style="list-style-type: none">前年同月比▲3%以上	<ul style="list-style-type: none">前年同月比▲15%以上または前年同月比▲5%以上に加え、前年同月とコロナ前平均とを比較して▲15%以上

2 適用期日

令和 4 (2022) 年 2 月 1 日 (火) 保証申込受付分から適用

経営支援課金融担当
028-623-3181

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお困りの中企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております



中小企業者向け県制度融資

2月1日一部改訂

新型コロナウイルス感染症対策融資

	一般貸付	伴走支援型貸付
融資対象者	<p>原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年同月又は2年前同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高が3%以上減少する見込みであるもの</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上総利益率又は営業利益率が前年同月又は2年前同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上総利益率又は営業利益率が3%以上減少する見込みであるもの</p> <p>(3) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日20171023中庁第1号）に定める危機関連保証を利用するもの（特例中小企業者）</p>	<p>次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者又は中小企業団体（ただし、県内に事業所等を有するものに限る。）</p> <p>(1) 信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）を受けていること</p> <p>(2) 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定（売上高等の減少を要因とするものに限る。）を受け、かつ次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">① 売上高等減少率が15%以上であること② 売上高等減少率が15%未満のものにあっては、最近1か月間に對応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること <p>(3) 次のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none">① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少していること② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少していること
資金使途	運転・設備・借換資金（借換の可否は別紙一覧のとおり）	
融資限度額	6,000万円	6,000万円
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置5年以内）
融資利率	1.2%以内(保証付き責任共有制度対象外)、1.4%以内(保証付き責任共有制度対象)	

信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	保証協会の保証（伴走支援型特別保証）を付するものとする。
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書 許認可等の写し（許可業種の場合）
		融資対象(1)の場合：営業状況調書（別記様式10-3） 融資対象(2)の場合：営業状況調書（別記様式 10-4）
	一般貸付	セーフティネット保証 4号・5号・危機関連保証に該当する場合：市町村長の認定書 ※認定書を提出する場合は、営業状況調書を省略可
		信用保険法第2条第5項第4号又は同条同項第5号の規定による市町村長の認定書～融資対象(1)、(2)の場合 経営行動計画書（保証協会所定様式） 売上高減少要件確認書（保証協会所定様式） ～融資対象(2)(2)、(3)の場合
申込方法	取扱金融機関へお申ください。	

利子補給

内 容	当初1年分の利子を補給します。（延滞利子を除く。）
対 象 者	新型コロナウイルス感染症対策融資を利用した中小企業者 (令和3年6月1日以降に保証承諾され、令和4年3月31日までに融資実行されたものに限るに限る。)
利子補給の流れ	※利子補給方式については、取扱金融機関に御確認ください。
	【リアルタイム方式】 中小企業者（利用者）は、当初1年間、金融機関への利子の返済は必要ありません。
	【キャッシュバック方式】 ①融資申込時に金融機関へ委任状兼振替承諾書を提出 ②通常どおり（元金+）利子を返済 ③中小企業者（利用者）の指定した口座に利子を振込（年2回予定）

お問合せ

<県制度融資について>

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181

<利子補給について>

- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181